

につぼん縦断こころ旅

～思い出の場所、エピソードを募集～



写真提供 NHK

NHKでは、NHK-BSプレミアムの番組「につぼん縦断こころ旅 2013 春の旅」で俳優の火野正平さんが旅をする場所を募集しています。

採用されると火野さんが舞鶴市を訪れ、番組の撮影が行われます。

【放送日時】5月13日(月)～19日(日)(予定)

【申し込み方法】住所、氏名、年齢、性別、電話番号、思い出の場所とそのエピソードを郵送(〒150-8001 NHK「こころ旅」係)かファクス(03-3465-1327)でNHKふれあいセンターへ。

4月23日(火)必着。

【問い合わせ先】NHKふれあいセンター
(☎0570-066-066)

農業にチャレンジ

市民農園などの利用者を募集



舞鶴の豊かな自然の中で野菜や米作りを体験してみませんか。

◆東神崎市民農園

【募集区画】5区画(1区画約50平方m)

【料金】1区画につき年間6,000円

【申し込み方法】電話で東神崎市民農園の永井さん(☎82-5268)へ。

◆西方寺平棚田オーナー

【募集区画】10区画(1区画約100平方m)

【料金】1区画につき年間40,000円

【申し込み方法】5月20日(月)までに電話で西方寺平棚田オーナーの会代表の泉さん(☎83-0235)へ。

▶詳しくは、農林課(☎66-1023)へ。

高齢者運転免許証の自主返納を支援

自動車の運転に自信がなくなったなどの理由により、4月以降に運転免許証を自主返納した65歳以上の市民に対し、公的な身分証明書として使用可能な公安委員会が発行する「運転経歴証明書」の交付手数料(1,000円)か、市が発行する「住民基本台帳カード」の交付手数料(500円)を助成・免除します。一人につき、いずれか1回限り。

▶詳しくは、市民相談課(☎66-1006)へ。

東地区立体駐車場などの管理運営を開始

東地区の道路交通の円滑化、駐車場機能の確保を図るため取得したマイコム立体駐車場を市の直営施設として4月1日(月)から管理運営を開始します。駐車料金は下表のとおり。また、コミュニティ施設の利用については、施設(☎64-5020)までお問い合わせください。

【駐車場の利用料金】

	基本料金 (7時～23時)	夜間料金 (23時～翌7時)
1時間以内	200円	100円
追加料金(30分ごと)	100円加算	50円加算
1日の上限料金(0時～24時)	1,000円	

▶詳しくは、観光商業課(☎66-1024)へ。

すこやか住まい改修助成制度の終了 今後は介護保険などの制度をご利用ください

介護保険の住宅改修費支給を補完するものとして実施してきた「すこやか住まい改修助成制度」を6月28日(金)受け付け分(9月中に完成するもの)で終了します。

同制度は、要支援・要介護認定を受けている人などを対象に住宅にスロープや手すりを設置する際の費用などを助成するもの。近年、住宅のバリアフリー化の普及などにより、大部分が介護保険などの制度で対応できることから終了するものです。

7月以降の住宅改修については、介護保険などの制度を利用していただくことになります。

▶詳しくは、高齢者支援課(☎66-1018)へ。

犬の登録と狂犬病予防注射

【日時】4月15日(月)～26日(金)の平日

【場所】市内の集会所など70か所(詳しくは、生活環境課へ。市ホームページにも掲載)

【対象】生後91日以上飼育犬

【料金】登録犬(案内はがきを送付済)が3,200円、未登録犬が6,200円(登録手数料を含む)

▶詳しくは、生活環境課(☎66-1005)へ。

固定資産価格などの縦覧

自己の所有する固定資産と市内の土地・家屋の価格が比較できるよう、関係帳簿の縦覧ができます。

「固定資産縦覧帳簿(土地)」には所在地・地目・地積・評価額が、「固定資産縦覧帳簿(家屋)」には所在地・用途・床面積・構造・家屋番号・評価額が掲載されています。

【期間】4月1日(月)～30日(火)の平日、8時30分～17時

【場所】税務課

【縦覧対象者】固定資産税(土地・家屋)の納税者本人か委任状を持った代理人

【審査の申し出】固定資産税の価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。期間は納税通知書を受け取った日の翌日から60日以内。

《固定資産課税台帳の閲覧》

土地や家屋などの所有者、その代理人、借地・借家人は、土地や家屋などの課税台帳を随時閲覧できます。

運転免許証など本人確認ができるものが必要。代理人は委任状、借地・借家人は契約が確認できるものが必要。

▶詳しくは、税務課(☎66-1027)へ。

口座振替のご利用を

市税などの納付には、便利な口座振替をぜひご利用ください。固定資産税の第1期分から口座振替を希望する場合は、通帳と届出印、納税通知書を持って、4月15日(月)までに市内の金融機関へ申し込みを(郵便局の場合は第2期分からの振替になります)。

▶詳しくは、税務課(☎66-1025)へ。

微小粒子物質(PM2.5)の注意喚起について

舞鶴市・綾部市・福知山市の3か所の測定局のうち1か所でも、微小粒子物質(PM2.5)の濃度が、国の定めた暫定指針値(日平均値1立方m当たり70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)を超えると予想される場合、京都府から注意喚起情報が出されます。

注意喚起情報が出された場合、市ホームページや、まいづるメール配信サービスなどでお知らせします。



◀まいづるメール配信サービスの登録は(<https://service.sugumail.com/j-maizuru>)にアクセスするか、左のコードから。「その他緊急情報」を選択してください。

固定資産税の納税通知書を発送

市内に土地や家屋を所有している人に平成25年度固定資産税の納税通知書を発送します。土地の住宅特例措置や新築家屋に係る軽減の適用の有無は同封の課税明細書で確認できます。

【土地の住宅特例措置】

住宅やアパートなど居住用の家屋が建っている土地(住宅用地)の課税標準額は、一定の要件を満たすとその価格の6分の1または3分の1に減額。適用の場合、課税明細書の備考欄に「住宅用地」と表示。

【新築家屋に係る軽減】

居住用に新築された家屋は一定期間、固定資産税を2分の1(延床面積120平方mまで)に減額されます。軽減期間は、3階建て以上の中高層耐火住宅が5年間、その他の住宅が3年間(いずれも長期優良住宅の場合は2年間延長)。適用の場合、課税明細書の備考欄に「新築軽減」か「新築軽減(長期)」と表示。

▶詳しくは、税務課(☎66-1027)へ。

納期限内の納付にご協力を

納期限を過ぎて20日以内に納付がない場合は、督促状を発送します(発送後、京都地方税機構へ徴収業務を移管)。納期限内の納付にご協力をお願いします。

▶詳しくは、税務課(☎66-1025)へ。

軽自動車税の納期限が変わります

平成25年度から軽自動車税の納期限が、条例改正により、これまでの4月30日から**5月31日**に変わります。納税通知書は、5月中旬に発送。

▶詳しくは、税務課(☎66-1026)へ。

暫定指針値を超えても、必ずすべての人の健康に影響が生じるというものではありませんが、次の対応を取ることをお勧めします。

- ◆不要不急の外出を控える
- ◆屋外での激しい運動をできるだけ減らす
- ◆屋内の換気は必要最小限にする

また、呼吸器系や循環器系疾患のある人や子ども、高齢者は、体調に応じてより注意してください。

▶詳しくは、生活環境課(☎66-1005)へ。

▶健康に関するお問い合わせは、健康増進課(☎65-0065)へ。